

平成 25 年 度

# 監 査 報 告 書

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

留 萌 市 監 査 委 員

平成 26 年 4 月

# 財政援助団体等監査報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査)

## 2. 監査を実施した監査委員名

岩 崎 智 樹

珍 田 亮 子

## 3. 監査の概要

### (1) 監査の実施期間

平成 26 年 1 月 20 日～4 月 11 日

### (2) 監査の対象とした団体及び所管部局

指定管理者 特定非営利活動法人 るもいコホートピア

① 指定管理施設名 留萌市健康づくり交流センター

② 所管部局 留萌市市民健康部コホートピア推進室

### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成 24 年度及び平成 25 年度の指定管理者における出納事務等及び関連する所管部局指定管理事務

### (4) 監査の目的又は着眼点

公の施設の指定管理に関して、指定の手続き等が適正に行われているか、また、指定管理にかかわる事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうか、更には、指定管理者に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかどうかを目的として実施した。

なお、着眼点は次のとおりである。

(指定管理者関係)

- ① 指定管理施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用促進のための努力がなされているか。
- ④ 公の施設の管理にかかわる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

- ⑤ 公の施設の管理にかかわる出納関係帳簿の整備、記帳は、適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ⑥ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は整備されているか。

(所管部局関係)

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用促進の奨励に努めているか。

(5) 監査の方法

指定管理者及び所管部局に關係書類・帳簿等の提出を求め、精査による書類審査を行い、必要に応じて指定管理者団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し、実地検査を行った。

① 提出を求めた書類

ア 指定管理者に提出を求めた書類

- (ア) 留萌市と取り交わした協定書
- (イ) 経理規定（指定管理に関わるもの）
- (ウ) 指定管理施設の管理運営規定
- (エ) 指定管理施設にかかる収支予算書（平成 24 年度及び平成 25 年度）
- (オ) 指定管理施設にかかる収支決算書（平成 24 年度）
- (カ) 指定管理施設の使用申請書（平成 24 年度及び平成 25 年度）
- (キ) 指定管理施設の備品台帳
- (ク) 指定管理施設にかかる収入・支出伝票（指定管理期間分）
- (ケ) 預金通帳（平成 24 年度及び平成 25 年度）
- (コ) 指定管理施設の利用状況（指定管理期間分）
- (サ) 職員名簿
- (シ) 設備保守点検の結果票等
- (ス) 各種事業の実施計画及び報告書
- (セ) 緊急時及び災害時の対応マニュアル及び訓練実施状況
- (ソ) 指定管理業務における作成文書の保管状況
- (タ) 業務計画書
- (チ) 留萌市に対し提出した月報
- (ツ) 各年度終了後における事業報告書
- (テ) 業務の再委託に関する市との協議書

イ所管部局に提出を求めた書類

- (ア) 指定管理者の公募に関する決裁
- (イ) 新聞公告等の控え
- (ウ) 指定管理を受けようとする団体からの申込書及び添付書類
- (エ) 指定管理者選定委員会の要綱及び議事録
- (オ) 指定管理者を選定するに当たって公募を実施しなかった場合、その経過が分かる書類
- (カ) 指定管理者の指定を行った時の議決書の写し
- (キ) 指定管理者の指定の告示の決裁及び告示
- (ク) 指定管理者と市長等を取り交わした協定書
- (ケ) 指定管理者より報告された事業報告書
- (コ) 指定管理施設の利用状況（平成21年度～平成23年度）
- (サ) 指定管理者に対し現地調査及び実地調査をしていた場合、その結果等の報告書
- (シ) 指定管理料の積算根拠

#### 4. 監査の結果

##### (1) 指定管理の経過

公の施設について、民間活力の導入により質の高いサービスの提供と管理の効率性及び地方自治体の経費の削減を図る観点から、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理業務に指定管理制度が適用され、留萌市においても、平成15年12月に「留萌市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定した。

留萌市健康づくり交流センターについては、平成24年度より指定管理者制度を導入し、指定管理期間を3年間として新たに協定を締結したものである。

##### (2) 施設の利用状況

留萌市健康づくり交流センターは、平成21年7月11日より新たな健康づくり施設として運用を開始され利用者数の推移は表1のとおりである。

表1 留萌市健康づくり交流センター利用者数の推移 単位：(人)

年 度	開館日数	利用者数	備 考
平成21年度	215	8,224	平成21年7月11日に運用開始
平成22年度	300	14,387	
平成23年度	299	14,002	
平成24年度	299	12,724	指定管理者による管理開始

##### ① 利用者数の推移について

過去4年間の利用者数の推移は表1のとおりであるが、平成23年度までは留萌市による管理であった。平成21年度については年度途中での運用開始となったため利用者数の単純な比較は出来ない。平成22年度、平成23年度については横ばいで推移しており、平成24年度は対前年度比較で1,278人(9.1%)の減となっているが、これは健康づくり交流セン

ターで提供する指定管理事業以外のメニューについて各年度によって増減があり、平成 24 年度については提供メニューが少なかったことによるものである。

### (3) 指定管理料の推移

指定管理料については、平成 24～26 年度で各年度 18,640 千円となっているが、平成 26 年度については消費税率に変更があるため、その影響額については加算されることとなっている。

### (4) 指定管理者の監査結果

指定管理者の監査の結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項については、口頭で行った。

#### ① 施設の管理について

指定管理施設の維持管理は、関係法令に基づき適正に行われている。

#### ② 協定書及び仕様書記載事項の履行について

ア 仕様書中、14 文書の管理・保存において、るもいコホートピアが管理する文書について事業の継続性から市の直営時代の文書と混在しているものがあるので、市と N P O 法人で協議の上、文書の保存・管理について精査されたい。

イ 仕様書中、18 その他経理に関する事項 (3) において経理規定を策定し経理事務を行うこととされており、るもいコホートピアにおいては経理規定を策定し経理事務を行っているが、違法ではないものの収入伝票・支出伝票の発行がされておらず、収入及び支出の内訳を精査するにあたり難解な部分があるので、収入伝票・支出伝票の発行について検討をしていただきたい。

ウ 基本協定書第 24 条第 2 項において毎月 10 日までに前月の管理運営に関する報告書を提出することとなっているが、提出期日が遅れている月が見受けられた。業務繁忙期において人手等の問題は理解できるが、今後は期日内の提出をされるよう努められたい。

#### ③ 指定管理施設にかかる会計経理について

指定管理施設にかかる会計経理においては、既に決算が完了している平成 24 年度分を精査した。なお、指摘事項は下記のとおりである。

ア 保管現金からの支出については、やむを得ない場合は問題ないものであるが、1 ヶ月単位で精算されていないため、収支報告と通帳の残高に相違が発生している。平成 25 年度からは改善されているようであるが、保管現金については少なくとも 1 ヶ月単位で精算し、収支報告と通帳の残高に相違がないよう努められたい。

イ 平成 24 年度の会計書類を精査したところ、幾つかの科目について指定管理事業からの支出とすべきでない経費が支出されているものがあつた。多くは、その月において振替処理などをされて適切に処理されているが、一部は年度末の決算時において振替処理をしているため、結果的に市に提出する月報と預金残高に相違が見られた。平成 25 年度からは改善されているが、毎月の経理状況についてはチェック体制を整えて万全を期して

いただきたい。

ウ 雑収入（コピー代）について、収入の証拠書類となるべき領収書の写しなどが添付されていないものがあつた、現状では収入伝票が存在しないので、少なくとも収入、支出に関わらず証拠書類の保存に留意されたい。

エ るもいコホートピアにおける旅費規定と実際に支給されている旅費を精査したところ旅費規定どおりに支給されていないものが見受けられた。旅費規定については若干不備な点もあることから、市と協議し旅費規定の改正をされるよう要望する。

## （５）所管部局の関係書類の監査結果

指定管理の所管部局に対する監査結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項は口頭で行った。

### ① 指定管理の公募について

平成 23 年 11 月 2 日に開催された留萌市指定管理者選定委員会において当該施設が専門性を生かして事業展開をする必要性があることから、公募することが適さないとして非公募により、るもいコホートピアからプレゼンテーションを受け指定管理者として適任であるとの手続きがなされた。なお、この一連の手続きによる不備等は特に見受けられなかった。

### ② 指定管理の指定について

指定管理者選定委員会設置要綱を制定し、選定にあたっては、指定管理条例に基づいた選定基準により選定し、指定管理予定者を決定している。

指定管理者の指定及び債務負担行為は、議会の議決を受けており、その後の告示、指定管理者指定決定通知は、適正に手続きされている。

### ③ 仕様書及び協定書項目について

ア 指定管理者への指摘事項において、市において確認・指導すべき事項であるにも関わらず実施されていないものが若干見受けられる。所管においては業務報告書が提出された後、実地検査を実施するなどして、指定管理者に対し指導・助言を徹底するようにされたい。

イ 仕様書中 11 立入調査及び仕様書中 22 指定管理者に対する監督・監査（１）に施設の管理に万全を期する上で立入調査及び実地調査を行うことができるとあるが、所管に確認したところ非公式な協議等はされているものの公式な調査はされていなかった。これらの調査については義務ではないが適正な管理及び運営がされているかを確認する重要な手立てになるので実施されるよう要望する。

ウ 仕様書中 13 及び基本協定書第 6 章の指定管理料について、仕様書中 8（２）①において事業を実施する旨が定められているにも関わらず所管においては事業費が積算されていなかった。るもいコホートピアから提出された事業計画書には事業費の記載があり、その原資は人件費を削減して事業費を捻出しているような状況が見受けられ、本来の指定管理業務の趣旨から逸脱している。所管においては適切な指定管理料の積算をされる

よう改善されたい。

エ 仕様書中、14 文書の管理・保存において、るもいコホートピアが管理する文書について事業の継続性から市の直営時代の文書と混在しているものがある。所管における指導、助言がされていない事例と受け取れるので、るもいコホートピアと協議の上、文書の適切な管理・保存がされるよう指導されたい。

オ 指定管理者への要望でも述べているが、会計経理事務において収入伝票及び支出伝票が発行されておらず経費の精査において困難な部分がある。伝票の発行については義務ではないが経費の精査がしやすい点もあるので、るもいコホートピアと会計経理事務について今一度協議をしていただきたい。

#### ④ 経理関係について

指定管理者への指摘事項でも述べているが、指定管理施設にかかる会計経理において一部不適切な事例が見受けられた。このことについては所管による指導及び助言が不足していることから発生している状況もあることから、基本協定書第 24 条及び第 25 条に定める実地調査を適切に行うとともに改善の必要があるものについては、指定管理者に対し文書での報告を求めて市の責務を果たしていただきたい。

## 5. まとめ

留萌市は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と管理の効率性を図ることを目的に、各種公共施設に指定管理者制度を導入した。

今回、指定管理者の監査の 3 年目で NPO 法人るもいコホートピアを対象に実施したが、指定管理者において一部指摘事項等はあるものの概ね適正に業務を遂行されていることは高く評価したい。

今後においては、今回の指摘事項を踏まえて事務の改善をされ、更なる留萌市のコホートピア構想の推進及び市民の健康づくりの発展に力を入れていただきたい。

一方、所管部局においては、指定管理施設の設置者として、指定管理者への指導監督をし、不備な点においては、指導・助言をするのが責務であるが、正式な実地検査等がされていないなど改善すべき点が多かった。

指定管理者に対する指摘事項については、これらの実地検査等が行われていれば、予め改善されていたことも想定できるので、今後は基本協定書に定める実地調査及び検査を着実に実施して指定管理者に対して適切な指導・助言をしていただきたい。

今後も、指定管理制度による施設管理は継続されると思われるので、さらなる市民サービスの向上に向け、指定管理の目的達成のための努力を望むものである。